

岩沼市立岩沼北中学校「部活動に係る方針」

岩沼北中学校の部活動の捉え

- 部活動は、学校教育活動の一環として、スポーツや文化に興味と関心をもつ同好の生徒が自主的、自発的な参加することにより、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものです。
- 部活動には
 - ・ 同じ目的を持った仲間と、学級や学年を越えて活動することで、人間性や社会性を磨くことができる。
 - ・ 自分の可能性を信じて限界に挑戦することで、困難を乗り越えようとするたくましい心を育てることができる。
- などの大きな教育効果が期待できると捉えています。しかし、部活動以外にも活動の場があることや部活動では実現不可の活動もあることから、部活動への加入は任意とします。
- 部活動の課題として、過熱化や行きすぎた指導、適切な休養が設定されていないこと、体罰や暴言、教職員の多忙化等があることも事実です。また、少子化が進み、学校の生徒数の減少により、部活動の設置が困難な場合や、大会へ参加することができない等の影響がみられます。そこで、令和4年12月にスポーツ庁並びに文化庁において「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方にに関するガイドライン」が、令和5年3月に宮城県において「学校部活動と地域のクラブ活動等のガイドライン」が作成されたことを受け、令和6年1月に、岩沼市立中学校「部活動の在り方に関する方針」及び「部活動指導の手引き」（第2版）、令和7年10月に岩沼市立中学校「部活動の在り方に関する方針」及び「部活動指導の手引き」（第3版）がまとめられました。
- 文化部においても運動部とともに、上記のガイドラインや本方針に沿った活動とします。
- 本方針を踏まえて、指導者（顧問及び外部指導者）が部活動での具体的な指導の在り方、内容や方法について必要な検討、見直し、創意工夫、改善、研究を進め、それぞれの特色を生かした適切で効果的な指導を行うことにより、部活動を一層充実させていくこととしています。
- さらには、生徒のバランスの取れた健全な成長及び教職員のワーク・ライフ・バランスの実現を目指して作成したガイドラインや本方針について、保護者の理解を得ながら適切な運用を目指します。
- 休日の部活動の実施については、市で推進する地域移行の取組と連携を図ります。

1 適切な休養日設定

(1) 適切な休養日設定の原則

【基本的な考え方】

- 生徒の発達段階、健康面・学習面や生活全体とのバランスを考慮し、週2日以上、休養日を設定することが妥当と考えられます。
- 特に、運動部活動においては、適切に休養をとることがスポーツ障害を防ぐとともに、競技力の向上にもつながります。

- ① 岩沼北中学校では、週の平日に2日間の「部活動なしの日」を設定することを原則とします。
- ② 年間を通して、土曜日・日曜日・休日を休養日とします。ただし、中総体、新人大会、各種コンクール、については大会当日から概ね、1ヶ月前を強化期間として、校長の許可の下、保護者の協力を得て行うことができる。(土曜日・日曜日は、どちらか1日)。
- ③ 長期休業期間は、ある程度まとまった休養日を設定します。(概ね、土・日・閉学日を除く休業期間日数の半分程度を活動日とする。)
- ④ 年間を通して、朝練習は行いません。

(2) 適切な活動時間設定の原則

- ① 年間を通して、部活動終了時刻は16時45分、完全下校は17時00分とします。
- ② 部活動の活動時間については、平日は2時間以内、長期休業期間は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行い、生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮します。

- ※ 中総体、新人大会、各種コンクールについては大会当日の概ね、1ヶ月前から30分の延長をすることができる。(県大会等も含む。)
- ※ 完全下校時刻は、活動終了時刻または延長終了時刻の15分後とする。各部でその日の下校時刻を指示する。また、下校指導をする。

(3) 顧問による年間を見通した「活動計画」の作成

- 顧問は本方針を踏まえ、年間を見通した活動計画を作成して休養日を確保するとともに、保護者や外部指導者に説明し、理解と協力を得ながら実施します。
- 計画を作成するにあたっては、効果的・効率的な活動となるよう内容を精選するとともに、学習や学校行事への影響を考慮します。
- 顧問は、年間の活動計画(活動日、休養日及び参加予定大会日程等)並

びに毎月の活動計画及び活動実績(活動日時・場所、休養日及び大会参加日等)を作成し、校長に提出します。

(4) 教職員のワーク・ライフ・バランスの実現に向けて

- 市教育委員会及び校長は、教師の部活動への関与について、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講すべき措置に関する指針（令和2年1月）」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行います。

校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、応じて指導・是正を行います。

2 指導体制の構築

- 校長は、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部を設置します。
- 校長は、顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌等を勘案した上で行い、適切な校務分掌となるよう留意し、学校全体としての適切な指導・運営及び管理に係る体制の構築を図ります。

3 休日の部活動の地域移行

- 休日の部活動における生徒の指導や大会の引率については、学校の職務として教師が担うのではなく地域の活動として地域人材が担うこととし、令和5年度以降、休日の部活動の地域移行を図ります。